

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第二十號

馬移出取締規則左ノ通定ム

昭和十八年三月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

馬移出取締規則

第一條 當歳馬又ハ永久不合格馬以外ノ馬ハ之ヲ縣外ニ移出スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依ル申請書ニ馬籍謄本ヲ添附シ知事ニ提出スベシ

第三條 移出ノ許可ヲ受ケタルモノノ移出豫定ノ日ヨリ二十日ヲ經過スルモ移出ヲ完了セザルトキハ其ノ許可ノ効力ヲ失フ

第四條 移出ノ許可ヲ受ケタルモノ其ノ移出ヲ完了シタルトキハ

昭和十八年三月二日
號 外

火 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A5判

別記第二號様式ニ依リ七日以内ニ知事ニ申告スベシ

第五條 第一條ノ規定ニ違反シ馬ヲ移出シ又ハ移出セントシタル者ハ五十圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第六條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第七條 本令ニ依リ提出スル書類ハ移出セントスル馬ノ飼養場所ノ屬スル市町村長ヲ經由スベシ

第八條 市町村長ハ第二條ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ五日以内ニ之ヲ知事ニ進達スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

馬移出許可申請書

名號	種類	性	年齢	毛色	移出先	移出豫定	移出セン	所有者	飼養場所
					月	日	トナル	理由	住所氏名

計 何 頭

右移出許可相成度此段及申請候也

年 月 日 住所

申請人氏

名 ⑤

鳥取縣知事

殿

第二號様式

馬移出完了申告書

移出馬名稱	移出年月日	移出先 縣 市 郡 村 町 名	移出馬拔運送店又ハ驛名	備考

計 何 頭

右昭和 年 月 日 指令番第

號ヲ以テ御許可

相成候馬縣外移出完了致候條此段及申告候也

年 月 日 住所

氏

名 ⑤

鳥取

昭和十八年三月二日印刷
昭和十八年三月二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 鳥取刑務支所

印刷所 鳥取刑務支所